

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月13日
【会社名】	THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
【英訳名】	THE WHY HOW DO COMPANY, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 田邊 勝己
【本店の所在の場所】	東京都新宿区愛住町22番地
【電話番号】	03 - 4405 - 5460（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 橋本 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区愛住町22番地
【電話番号】	03 - 4405 - 5460（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 橋本 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 151,200,000円 第11回新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等） 12,358,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 711,658,000円 （注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月25日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第15期（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長から2024年7月17日「ソフトウェア仮勘定の過大計上に伴う売上原価の過小計上」を主な事由とする有価証券報告書及び有価証券届出書の訂正報告書等を提出するよう命令（以下「本件提出命令」といいます。）が発出されました。

これに対し、当社は、当社が我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計基準委員会及び公認会計士協会が公表した会計基準に則って計上を行っており、本件提出命令には承服できないものとして、東京地方裁判所に訂正報告書の提出命令取消の訴訟の提起を行う方針を取締役会で議決したことは既にお知らせしたとおりです。他方で、本件提出命令に従わないときには金融商品取引法に基づく罰則が規定されていることを勘案し、当社は、本件提出命令に应答して当該有価証券報告書の訂正報告書の提出を行いつつ、並行して行われる課徴金納付命令に関する審判手続き、本件提出命令の取消訴訟において、当該有価証券報告書に関する公正な判断を求めることを公表し、2024年8月15日に訂正報告書等を提出しました。その後、関東財務局より監査証明を付した内容での訂正報告書の追加提出の要望がありましたので、今日まで裁判への影響など慎重に検討をして参りましたが、本日開催の取締役会において、監査証明を付した有価証券報告書の訂正報告書を追加提出することを決議いたしました。

以上の経過によって、第15期（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）有価証券報告書及び2024年8月15日に提出いたしました有価証券報告書の訂正報告書につき、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、2024年11月13日に有価証券報告書の訂正報告書を追加提出したことに伴い、2020年5月28日に提出いたしました有価証券届出書及び2024年8月15日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2019年11月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第2四半期)	自 2019年12月1日 至 2020年2月29日	2020年4月14日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2024年8月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2019年11月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第2四半期)	自 2019年12月1日 至 2020年2月29日	2020年4月14日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2024年8月15日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2024年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書

2024年10月15日

ただし追加情報については2024年11月13日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 藤井幸雄
業務執行社員指定社員 公認会計士 酒井俊輔
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTHE WHY HOW DO COMPANY株式会社（旧社名：株式会社アクロディア）の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

追加情報に記載されているとおり、2024年6月25日に証券取引等監視委員会は会社が提出した第15期（自2018年9月1日至2019年8月31日）有価証券報告書の重要な事項に虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当該有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告した。2024年7月17日に関東財務局より2024年8月16日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられた。そのため会社は提出命令に応答し、2024年8月15日付及び2024年11月13日付で第15期有価証券報告書の訂正報告書を提出している。

しかし、有価証券報告書の訂正命令について会社は承服することができないため、当該提出命令取消しの訴訟を提起する方針である。当該訴訟において会社の主張が認められた場合には連結財務諸表を訂正する予定である。

当監査法人は、当該提出命令取消しの訴訟の結果が明らかになるまでは、「ソフトウェア仮勘定の過大計上に伴う売上原価の過小計上」を主な事由とする虚偽の記載があるかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手することができない。

したがって、当監査法人は、上記に関連する項目に関して、修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（旧社名：株式会社アクロディア）及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

- 1．有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して2019年11月22日に監査報告書を提出した。
- 2．会社は当初2024年10月15日に有価証券報告書の訂正報告書の提出を予定していたため、当監査法人は同日付で監査報告書を提出したが、会社は有価証券報告書の訂正報告書の提出時期について検討を進めた結果、2024年11月13日に提出することを決定したため、当監査法人は同日付を追加し監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月15日

ただし追加情報については2024年11月13日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員指定社員 公認会計士 酒井 俊輔
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTHE WHY HOW DO COMPANY株式会社（旧社名：株式会社アクロディア）の2018年9月1日から2019年8月31日までの第15期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

追加情報に記載されているとおり、2024年6月25日に証券取引等監視委員会は会社が提出した第15期（自2018年9月1日 至2019年8月31日）有価証券報告書の重要な事項に虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当該有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告した。2024年7月17日に関東財務局より2024年8月16日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられた。そのため会社は提出命令に応答し、2024年8月15日付及び2024年11月13日付で第15期有価証券報告書の訂正報告書を提出している。

しかし、有価証券報告書の訂正命令について会社は承服することができないため、当該提出命令取消しの訴訟を提起する方針である。当該訴訟において会社の主張が認められた場合には財務諸表を訂正する予定である。

当監査法人は、当該提出命令取消しの訴訟の結果が明らかになるまでは、「ソフトウェア仮勘定の過大計上に伴う売上原価の過小計上」を主な事由とする虚偽の記載があるかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手することができない。

したがって、当監査法人は、上記に関連する項目に関して、修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（旧社名：株式会社アクロディア）の2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

- 1．有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して2019年11月22日に監査報告書を提出した。
- 2．会社は当初2024年10月15日に有価証券報告書の訂正報告書の提出を予定していたため、当監査法人は同日付で監査報告書を提出したが、会社は有価証券報告書の訂正報告書の提出時期について検討を進めた結果、2024年11月13日に提出することを決定したため、当監査法人は同日付を追加し監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。